

# 山口県青少年健全育成条例施行規則

制定 昭和三十三年一月七日 規則第一号  
 改正 昭和三十四年七月二十八日 規則第六十一号  
 昭和三十九年九月十一日 規則第九十一号  
 昭和四十七年二月一日 規則第四号  
 昭和四十八年三月三十一日 規則第十三号  
 昭和四十八年七月二十四日 規則第四十九号  
 昭和五十四年三月三十一日 規則第二十二号  
 昭和五十八年三月三十一日 規則第九号  
 昭和五十九年十二月二十六日 規則第六十三号  
 昭和六十二年二月八日 規則第二号  
 昭和六十二年四月一日 規則第二十七号  
 平成六年三月三十一日 規則第二十九号  
 平成七年三月十日 規則第十一号  
 平成八年三月二十九日 規則第四十四号  
 平成八年十一月五日 規則第九十六号  
 平成十年七月十日 規則第九十一号  
 平成十一年三月三十一日 規則第五十号  
 平成十二年十二月二十六日 規則第一五七号  
 平成十三年三月三十日 規則第七十三号  
 平成十四年三月二十九日 規則第六十七号  
 平成十四年八月十三日 規則第八十四号  
 平成十七年三月三十一日 規則第五十九号  
 平成十八年三月三十一日 規則第八十三号  
 平成十九年一月三十日 規則第六号

## (趣旨)

第一条 この規則は、山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (興行者のすべき揭示)

第二条 条例第五条第四項に規定する揭示は、別記第一号様式によらなければならない。

## (卑わいな姿態等)

第三条 条例第六条第四項第一号及び第二号の規則で定める卑わいな姿態等は、次に掲げる卑わいな姿態等とする。

- イ 陰部又は臀部を強調している姿態
- ロ 排せつしている姿態
- ハ 緊縛されている姿態

## (二) 次に掲げる性行為

- イ 性交
- ロ 陰部、臀部又は胸部を愛撫し、又はもてあそぶ行為
- ハ 強姦その他の凌辱行為
- ニ 猥褻

## (有害図書類の陳列方法)

第三条の二 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、条例第六条の二第一項の規定により有害図書類を置くときは、次のいずれかの方法によらなければならない。

- (一) 図書類を置く場所を壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもので二以上の部分に仕切り、そのうちの一の部分で次に掲げる要件を備えているものに置くこと。
- イ 客が当該部分の外からその内部を容易に見通すことができないこと。
- ロ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が当該部分に立ち入つた者の人相、体格、服装その他の状況を目視により、又は映像機器、鏡その他の装置を用いて監視することができること。

ハ 当該部分の入口に青少年の立入りを禁止する旨及び当該部分の内部を監視している旨の揭示をすること。

## (二) 包装等(図書・雑誌その他の刊行物を含む。)(を包装し、又はこれに封を施して、その包装を破壊し、又は封を開かなければ当該図書の内容を見ることができないようにすることをいう。)(以下この条において同じ。)(をし、有害図書類以外の図書類を置くこと)

- (一) 包装等(図書・雑誌その他の刊行物を含む。)(を包装し、又はこれに封を施して、その包装を破壊し、又は封を開かなければ当該図書の内容を見ることができないようにすることをいう。)(以下この条において同じ。)(をし、有害図書類以外の図書類を置くこと)を置くときは、これらと同一の距離は、六十センチメートル以上であることを要しない。
- (二) 包装等をして棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に図書類の手に十センチメートル以上張り出すように仕切りの板(透明又は半透明のものを除く。)(を設けること)。
- (三) 包装等をして、床面からの高さが一五〇センチメートル以上の位置に背表紙のみが見えるように置くこと。
- (四) 包装等をして、図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置されている場所からの距離が五メートル以内であり、かつ、当該者が目視により監視することができる場所に置くこと。

## (六) 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置され、かつ、壁、棚、台等で囲まれた場所の上方又は内部に、客が直接触れることができない状態にして置くこと。

(有害がん具類等の形状等)

## 第四条 条例第六条の三第五項第一号の規則で定める形状、構造又は機能を有する性具は、次に掲げる性具とする。

- (一) 性器を模した性具
- (二) 性器を包み込み、又はこれに挿入することができる性具で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着することができるもの

2 条例第六条の三第五項第二号の規定による刃体の長さの測定は、刃物の切先と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることにより行うものとする。

3 条例第六条の三第五項第二号の規則で定める形状、構造又は機能を有する刃物は、次に掲げる刃物とする。

- (一) 刃体と柄との結合部の軸を中心として二つの柄を回すことにより刃体が現れ、その刃体を柄に固定させる装置を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
- (二) 鋏を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

(自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売等の届出)

第五条 条例第六条の四第一項の規則で定める図書類は、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)(による記録に係る記録媒体とする。

2 条例第六条の四第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 自動販売機等により図書類又はがん具類等を販売し又は貸し付けることを業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (二) 自動販売機等の型式及び製造番号
- (三) 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (四) 販売又は貸付けの開始年月日
- (五) 販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類等の種類

3 条例第六条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付開始届(別記第二号様式)正副二通に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (一) 届出者が法人である場合には、その登記事項証明書
  - (二) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し
  - (三) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
  - (四) 自動販売機等の設置図
  - (五) 自動販売機等の設置に係る土地の登記事項証明書
  - (六) 自動販売機等の設置に係る土地の公図の写し
- 4 知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付開始届の副本に受理した年月日及び販売・貸付開始届出番号を付し

て交付する。

第六条 条例第六條の四第二項の規則で定める事項は、前条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とする。

2 条例第六條の四第一項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付届（別記第二号様式）（正副二通に前条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。）

3 前条第四項の規定は、前項の届出の受理について準用する。

第七條 条例第六條の四第三項の規定により届出に係る事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付変更届（別記第三号様式）に第五條第三項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第六條の四第三項の規定により図書類又はがん具類等の販売又は貸付をやめた旨の届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付廃止届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出済証の様式）  
第八條 条例第六條の四第四項の届出済証は、別記第五号様式による。

（自動販売機等管理者の要件）

第九條 条例第六條の五第二項第三号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

（一）未成年者でないこと。

（二）成年被後見人又は被保佐人でないこと。

（自動販売機等管理者の設置等の届出）

第十條 条例第六條の五第三項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等管理者設置届（別記第六号様式）又は自動販売機等管理者変更届（別記第六号様式）正副二通に自動販売機等管理者の住民票の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（標章のはり付け）

第十一條 知事は、条例第六條の六第四項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じたときは、当該命令に係る自動販売機等に標章（別記第七号様式）をはり付けるものとする。

（利用カード等販売業の届出）

第十二條 条例第八條第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（一）利用カード等販売業を営む者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

（二）営業の方法

（三）営業の開始年月日

（四）営業を営む場所

（五）営業を営む場所が青少年立入禁止場所に該当することの有無

（六）自動販売機その他これに類する機器により利用カード等販売業を営む者にあつては、次に掲げる事項  
イ 機器の設置場所及び設置台数  
ロ 機器の管理者を置く場合は、当該管理者の住所及び氏名

2 条例第八條第一項の規定による届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業開始届（別記第八号様式）正副二通に営業を営む場所又は自動販売機の設置場所の付近の見取図を添えて知事に提出しなければならない。

3 第五條第四項の規定は、前項の届出の受理について準用する。

第十三條 条例第八條第二項の規定により届出に係る事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業変更届（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

この場合において、当該届出が営業所の所在地又は自動販売機の設置場所の変更に係るものであるときは、その変更後の所在地又は設置場所の付近の見取図を添えなければならない。

2 条例第八條第二項の規定により利用カード等販売業をやめた旨の届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業廃止届（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用カード等販売業の営業禁止区域の基準となる施設）  
第十四條 条例第八條の第二項第五号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（一）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める各種学校で知事が定めるもの

（二）社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二条に規定する社会教育に関する施設のうち、専ら青少年の健全な育成を図ることを目的とするもので知事が定めるもの

（特定薬品等の指定）  
第十五條 条例第十一條第一項の知事が定める薬品及びこれを含む有する物は、次に掲げるものとする。

（一）薬事法（昭和三十五年法律第一四五号）第五十条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

（二）労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三一八号）別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（以下「有機溶剤」といふ。）

（三）有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの

（立入り、調査等をさせる者の指定）  
第十六條 条例第十六條第一項の規定による指定は、次に掲げる者の中からするものとする。

（一）健康福祉部業務課及びこども未来課の職員

（二）福祉に関する事務所の職員

（三）保健所の職員

（四）児童相談所の職員

（五）警察官及び少年警察補導員

（六）教育庁の職員

（七）前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めたる市の職員

町の職員

（証票）

第十七條 条例第十六條第三項の規定による証票は、別記第十一号様式による。

この規則は、昭和三十三年二月十一日から施行する。

付則（昭和三十四年規則第六十一号）

この規則は、昭和三十四年八月一日から施行する。

附則（昭和三十九年規則第九十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年規則第四号）

この規則は、昭和四十七年二月二十二日から施行する。

附則（昭和四十八年規則第十三号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則（昭和四十八年規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年規則第二十二号）抄

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年規則第九号）抄

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十年規則第二号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年規則第二十七号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年規則第二十九号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年規則第十一号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成八年規則第四十四号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年規則第九十六号）

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附則（平成十年規則第九十一号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十年規則第九十一号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十年規則第九十一号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十年規則第九十一号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

この規則は、平成十年九月一日から施行する。ただし、別記第二号様式から別記第七号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年規則第一五七号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年規則第七十三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十四年規則第六十七号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年規則第八十四号）

この規則は、平成十四年九月一日から施行する。ただし、第三条の六の改正規定（「第八条の二第一項第四号」を「第八条の二第一項第五号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年規則第八十三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十六条第八号の改正規定（「市町村」を「市町」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年規則第六号）

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。